

清瀬市市制施行50周年記念市民等企画事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、清瀬市市制施行50周年記念市民等企画事業（以下、「市民等企画事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 市民等企画事業の対象となる事業は、市民や企業、各種関係団体等が自ら企画・立案し実施する次の各号のいずれにも該当し市長が認める事業とする。

- (1) 清瀬市市制施行50周年記念事業基本方針の趣旨に沿う事業であること。
- (2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間内に実施する事業であること。
- (3) 一般に公開され、誰もが参加できる事業であること。
- (4) 原則として清瀬市内で実施される事業であること。
- (5) 市内に在住・在勤・在学している個人、又は主に市民で構成され市内で活動する団体であること。団体の場合、代表者は市民であること。

2 前項の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは市民等企画事業の承認を行わないものとする。

- (1) 営利を主たる目的とするもの。
- (2) 法令又は公序良俗に反するもの。
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがあるもの。

(4) 主催者が、暴力団員（清瀬市暴力団排除条例（平成24年清瀬市条例第33号）第2条2項に規定する暴力団員をいう。）又は、暴力団関係者（同条第3項に規定する暴力団関係者をいう。）であるもの。

(5) その他承認することが不相当と認められるもの。

（支援内容）

第3条 市は、市民等企画事業の実施にあたり、次の各号に掲げる支援を行う。

(1) 広報の支援

(2) 公共施設使用の支援

（表示）

第4条 事業の名称は、「清瀬市市制施行50周年」又は「清瀬市市制施行50周年記念」を含むものとする。

2 事業を実施する者は、別に定める使用基準、デザインマニュアルに従い、作成する印刷物、物品等に「清瀬市市制施行50周年記念ロゴマーク」を表示する。

（申請）

第5条 市民等企画事業の承認を受けようとする者は、あらかじめ清瀬市長に清瀬市市制施行50周年記念市民等企画事業承認申請書（様式第1号）を提出するものとする。

（関係機関との連携）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、第2条第2項第4号に該当するか否か、警察機関に対して照会し、回答を得るものとする。

（承認）

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その申請内容等を審査し、承認するときは清瀬市市制施行50周年記念市民等企画事業承認通知書（様式第2号）を交付する。

2 市長は前項の審査の結果、承認しないときは、清瀬市市制施行50周年記念市民等企画事業不承認通知書（様式第3号）を交付する。

3 市長は、第1項の承認にあたり、必要な条件を付することができる。

（承認内容の変更）

第8条 前条により承認を受けた者が承認内容を変更し、又は中止しようとするときは、承認事項変更届出書（様式第4号）により、直ちに市長に報告しなければならない。但し、軽微な変更として市長が認める場合は、この限りでない。

（承認の取り消し）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により承認した事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

- （1） 申請内容又は添付資料に虚偽のあることが判明したとき。
- （2） 第2条第1項の規定に違反する事実が判明したとき。
- （3） 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- （4） 法令又は市民等企画事業の承認の決定に付した条件に違反したとき。
- （5） 市長が特に承認を取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により承認を取り消した場合において、主催者に損害が生じても、市長はその損害の責めを負わない。

（実施報告）

第10条 市民等企画事業の承認を受けた者は、当該事業終了後、速やかに市民等企画事業実施報告書（様式第5号）により、市長に報告しなければならない。

附則

この要領は令和元年１０月１日から施行する。